

薬師池西公園

（町田薬師池公園四季彩の杜西園）

カフェ・レストラン、物販等の開設運
営条件について

2025年6月

町田市

第1 趣旨

薬師池西公園（町田薬師池四季彩の杜西園）（以下「西公園」という。）の敷地内にカフェ・レストラン及び物販等を開設し、継続的な賑わいを創出することで、地域住民と西公園を訪れる来評者の憩いの場とするとともに、町田薬師池四季彩の杜（以下「四季彩の杜」という。）全体の回遊性向上と活性化を図る。

第2 取り組み方針

- （1）西公園及び四季彩の杜を訪れる来訪者に飲食や物販品等を提供し、憩いの場所を創出する。
- （2）西公園及び四季彩の杜全体のコンセプトや計画、魅力ある自然の景観、環境と調和した空間づくりや商品提供を目指す。

第3 実施場所と立地の概要

【共通】

1 場所

野津田町字峯、字薬師前、山崎町字七号各地内

2 交通条件

小田急線町田駅及びJR町田駅よりバスで約20分
東名高速道路横浜町田ICより車で約30分

3 地域地区等（都市計画法）の指定

- （1）区域区分：市街化区域
- （2）用途地域：第一種低層住居専用地域
- （3）容積率：80%
- （4）建ぺい率：40%
- （5）高度地区：10m第一種高度地区
- （6）防火指定：指定なし
- （7）都市施設：都市計画公園
- （8）その他の区域等：第一種風致地区、住宅造成工事規制区域

4 接面道路等の状況

南側：31.29m接道

【カフェ・レストラン等】

カフェ・レストラン棟内の飲食提供スペースにおいて、飲食提供等事業を実施する。

また、公園内での飲食を可能にするため、テイクアウト商品の販売を実施することができる。

1 面積

カフェ・レストラン棟延床面積 211.99 m²、うち飲食提供スペース 158.99 m²

2 営業時間

カフェ・レストラン等 午前 7 時から午後 9 時 30 分まで

上記範囲の中で営業を行うこと。詳細は市と協議を行い決定する。

3 定休日

原則なし。詳細は市と協議を行った上で決定する。

4 運営出店者

指定管理者が自ら営業を行うこととする。第三者委託による営業を行うことを可とするが、転貸できない。

5 営業許可の種別

食品衛生法に基づく飲食店営業、または喫茶店営業

【物販等】

コンシェルジュ棟内の物販スペースにおいて、物販等事業を実施する。

1 面積

コンシェルジュ棟延床面積 143.59 m²、うち物販スペース 52.17 m²

2 営業時間

物販等 午前 9 時から午後 7 時まで

上記範囲の中で営業を行うこと。詳細は市と協議を行い決定する。

3 定休日

原則なし。詳細は市と協議を行った上で決定する。

4 運営出店者

指定管理者が自ら営業を行うこととする。第三者委託による営業を行うことを可とするが、転貸できない。

5 営業許可の種別

物販等：条例に基づく食料品等販売業

（ただし、以下に該当する場合は食品衛生法に基づく営業許可が必要。乳類販売業、食肉販売業、魚介類販売業、魚介類せり売営業、氷雪販売業）

6 町田産農産物「まち☆ベジ」（※1）の販売

物販等事業において、町田産農産物を販売する際は、以下の内容に配慮すること。

- （1） 町田産農産物の販売については、生産者と協議のうえ、出荷に関する取り決め（生産者の資格、商品規格、手数料、搬入搬出方法・時間、出荷計画など）を決定すること。
- （2） 年間を通じて、町田産農産物を販売すること。また、農産物の品質管理を行う職員を配置し、品質管理等を行うこと。

※1・・・町田市内在住の農業者、または町田市内に農業の拠点がある農業者が、生産記録等の管理の下で生産した農産物。

第4 経費負担

指定管理者は、以下の経費を負担するものとする。自主事業の取扱いであるため、他の指定管理業務の会計と切り離し、独立して会計処理を行うこと。

カフェ・レストラン及び物販等運営に関して、指定管理料や利用料金収入を充てることはできない。

- （1） カフェ・レストラン運営費、物販運営費（人件費、材料費、光熱水費、厨房機器設置費、修繕費、改装費等）
- （2） 原状回復費用

第5 法令等の遵守・手続き・適用

- （1） 店舗等の製作、工事、営業、維持管理にあたっては、法令等（都市公園法、建築基準法、消防法、食品衛生法、町田市立公園条例、東京都建築安全条例等）を遵守すること。また自主事業の協議とは別に、公園施設管理許可を受けること。
- （2） 上記にかかる許認可手続きは出店者が行う。また建物全体にかかる市が行う手続きに協力すること。
- （3） 建築基準法の各規定を遵守すること。